



2022年 4月27日  
第194号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 組合活動を委縮させる！これはまさに不当労働行為だ！

2022年4月27日朝7:45頃、鎌倉車両センター所長がまたJR東労組役員へ抗議に来ました。これで5回目です。現場で所長がJR東労組役員個人に何度も抗議に来ることは、組合活動へプレッシャーをかける行為であり、組合活動を委縮させる行為でまさに不当労働行為そのものです。



【鎌倉車両センター所長のJR東労組役員に対する発言】

「**掲示の内容は誰が書いたのか？**」

「だから、あの誹謗中傷の**掲示は誰が書いたのか？**」

「**貼ったのは？**」

「あの**掲示の中身は誹謗中傷になると思いませんか？**」

「**掲示責任者はOOさん（JR東労組役員）ですよ？**」

「**職場規律を乱す、対立を招くと思いませんか？**」

「**協約わかってるんですか？**」

「**掲示板貸してるんですよ**」

「**ホームページ上ならともかく職場での掲示は...私はそのことを心配しています**」

このような発言を何度も何度も所長がJR東労組役員に行うことは、労働組合への支配・介入（不当労働行為）以外の何物でもありません。私たちは不当労働行為を絶対に許しません。そして、横地申第33号の申し入れ内容に会社が真摯に向き合い回答することを求めます。

**鎌倉車両センター分会の仲間と共に横浜地本一丸となつてたたかおう！**